

那賀町 移住支援制度 令和5年度 ver.

住居に関すること

① 那賀町 空き家改修費等補助金

移住者（及び所有者）の空き家改修に要する経費、家財道具の処分運搬に対し、補助金を交付
補助対象経費の2分の1（上限100万円）、
家財道具の処分運搬及び清掃等経費の2分の1（上限14万円）
※空き家バンク登録の物件であることが必須条件

② 那賀町 空き家対策総合支援改修等事業費補助金

那賀町空き家バンクに登録した空き家等の所有者又は利用者で、
空き家の売買及び賃貸借に伴う改修等に要する経費を補助
※改修等の工事と同時に耐震性の向上を図る補強工事を実施
※公共又は地域活性化のために使用する目的で、10年以上使用する見込みであること
※町内の建設事業者に発注

< ①～②に関するお問い合わせは…みらいデジタル課（0884-62-1184）まで >

③ 木づかいあんしん住宅支援事業

町産材を使って町内に木造住宅を建てられる施主に、1棟あたり最高140万円を助成。
※家屋の床面積 新築住宅で80平方メートル（約24坪）以上（1立方メートルあたり5万円）
※町産材使用量が杉、桧を80%以上使用した場合
※柱及び土台の寸法が105ミリメートル×105ミリメートル以上
※町内の建築業者等に発注
※町内の製材所等に製材品を発注

< ③に関するお問い合わせは…林業振興課（0884-62-1175）まで >

移住に関すること

① おためし住宅

那賀町へ移住を検討している方が、実際に那賀町での生活を体験することができる施設を整備

- ・平野シェアハウス（休園した幼稚園舎を改修したシェアハウス）
- ・木沢移住支援施設（家族で移住体験ができる一棟建ての施設（单身・家族用あり））
- ・桜谷シェアハウス（寮を改修したシェアハウス）

② 引越費用補助金

町外から転入及び町内で転居する世帯に対し、引越業者へ支払う費用の2分の1（上限2万円）を補助
※町外から転入及び町内で転居する世帯
（同一敷地内、隣接地又は隣接地と認められる土地間での異動を除く。）
※補助金の交付申請後に引越及び住民票を異動すること。
※住所を移した日から5年以上町内に居住すること

< ①～②に関するお問い合わせは…みらいデジタル課（0884-62-1175）まで >